

第4回 南丹市権利擁護・成年後見センター
運営委員会
議事録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和7年度第4回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

開催年月日 令和8年3月4日(水) 午前10時00分

開催場所 南丹市役所 2号庁舎3階 201会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 6名

(2) 出席者数 6名

(3) 出席委員(敬称略)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	川上 真知子	京都社会福祉士会	社会福祉共同事務所 あおぞら
委員	榎原 克幸	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 常務理事(事務局長)
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課長
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー (敬称略)

氏名	備考
白石 啓二	京都家庭裁判所 後見センター 主任書記官
永島 千寛	京都地方・家庭裁判所園部支部 庶務課長兼主任書記官
村上 綾香	京都府社会福祉協議会 福祉部 生活支援課 主事
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 社会福祉士
工藤 久明	京都府健康福祉部障害者支援課 地域支援・企画係 主任

(5) 事務局

保健福祉部 川勝部長

福祉相談課 岩間課長、柳井係長、大狩主任、林相談支援員

1 開会

【司会】

定刻となりましたので令和7年度第4回南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会を開会させていただきます。本日は年度末の何かとお忙しいなか委員並びにオブザーバーの皆様には運営委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の運営委員会の成立についてですが、南丹市成年後見制度を利用するための条例第13条第2項の規定によりまして委員の半数以上の出席となっております。本日は委員6名中6名全員の出席をいただいておりますので本委員会が成立していることを報告させていただきます。

それでは開会にあたりまして委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 委員長あいさつ

【委員長】

1月に民法改正の要望試案ができて、2月にそれが法制審議会で承認されたということで来年度いよいよ法改正の見込みですが、必要性・補助性がある場合に補助が開始し、そ

れが無くなると終わるとありますが、具体的にどういうケースかは今後の運用で図られるという事です、どのような運用をするのが今一番気にしているところです。それについて協議が今後行われると思いますので、注目していきたいと思っています。

【司会】

それでは早速次第に従いまして議事の方に入らせていただきます。議事進行につきましては同条例の13条の規定によりまして委員長に議長をお世話になりたいと思います。

3 議事

(1) 報告事項

① ケース報告

【委員長】

それでは議長を務めさせていただきますので円滑な議事が進行できますようにご協力をよろしくお願いいたします。

それでは報告事項① ケース報告について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料1をご覧ください。前回の報告以降2月末までの新規相談ケースに関して報告させていただきます。新規の相談ケースは8ケースあります。

《個人情報につき議事録非公開》

○ 新規相談ケースの状況

・ 在 宅 の 者	4 件
・ 入 院 中 の 者	3 件
・ 施 設 入 所 の 者	1 件

○ 市長申し立てケースの報告

《個人情報につき議事録非公開》

② 市民後見人支援について

【委員長】

次の議題に移らせていただきます。市民後見人支援について事務局より報告をお願いします。

【事務局】

市民後見人のケースについての活動報告を、センターの支援体制も含めて報告させていただきます。資料2の市民後見人活動報告をご覧ください。

○市民後見人Aさんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

○市民後見人Bさん、Cさんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

【A 委員】

センター職員が訪問に同行したという事ですけども、これは定期的にやっていることですか、それともたまたまですか。

【事務局】

南丹市の市民後見人には、後見活動のしおりのようなものがありまして、その中には受任後1年程度で一度活動の様子をセンター職員が同行して訪問するというのがあり、1回は活動に同行させていただくことになっております。それ以降に関しましても重要な局面などでセンターにも同行してほしいという場合は同行させていただく事がありますが、こちらから同行をお願いするのは初年度の1回だけとなっています。

【A 委員】

市民後見人活動の監督の仕方とか助言の仕方というのが各自治体でバラつきがあるようでして、なかなか訪問への同行とかまでは、出来ていないような市もあるようですので、きめ細やかな支援をされているなと思いました。

③社会福祉協議会法人後見人について

【委員長】

次の議題に移ります。社会福祉協議会の法人後見について社会福祉協議会に報告をお願いします。

【社会福祉協議会】

○法人後見、Dさんのケース報告と相談

≪個人情報につき議事録非公開≫

④令和8年度専門相談について

【委員長】

次の報告事項に移ります。令和8年度専門相談についての報告を事務局よりお願いいたします。

【事務局】

令和8年度専門相談について説明させていただきます。資料3をご覧ください。

資料のとおり来年度も専門相談を実施します。専門職が市民からの成年後見制度に関する相談とそれに付随する遺言相談および相続法相談に応じることにより、司法・福祉的な支援が必要な相談者の支援につなげることを目的としています。今年度と同様に毎月1回、第3水曜日の午後2時から1時間程度、偶数月は弁護士、奇数月は司法書士の先生方にお世話になることとし、京都弁護士会と京都司法書士会あてに専門相談員の派遣依頼をさせていただいたところ です。

今年度につきましては5月・6月・7月・8月・11月・2月の計6回予約が入り、担当の弁護士・司法書士の先生方に専門相談をお世話になりました。相談場所につきましては原則南丹市役所の中央庁舎としておりますが、相談される方の居所やお住まいを考慮して各支所などでの開催も念頭に置いたご依頼とさせていただきます。なお来年度もこれまでと同様社会福祉士としてセンター相談支援員による相談対応も実施しております。専門相談についての報告は以上になります。

⑤市民後見人養成講座について

【委員長】

次の報告事項に移ります。市民後見人養成講座についての報告を事務局よりお願いいたします。

【事務局】

「市民後見人養成講座について」説明させていただきます。資料4をご覧ください。

今年度に開催した運営委員会で報告、協議しているとおり、来年度から、南丹市市民後見人養成講座を開催いたします。2市1町が主催、南丹市、亀岡市、京丹波町それぞれの社会福祉協議会が共催という形で開催し、第1段階の初級編では「みんなで考える権利擁護研修会」と題し、南丹市では5月26日（火曜日）、亀岡市では6月26日（金曜日）に実施する予定です。

初級編では幅広く参加者を募るという形にしており、対象者を①地域福祉に興味があり、権利擁護の視点や活動に興味のある方、②南丹市・亀岡市・京丹波町に在住・在勤の方で、2市1町以外からの参加も可能としています。現在、SNSやホームページに掲載し、周知しています。また、南丹市では、今後、民生委員や地域のふれあい委員、各関係機関へのチラシの配布、さらに4月には全戸配布し幅広くお知らせする予定です。亀岡市では、亀岡市役所の担当課が広報を実施しています。

南丹市の初級編では、一コマ目に、「中核機関と権利擁護活動の実際」の講座をしますが、そこで市民後見人として活動されている方に、現在の後見活動についてご報告していただく予定をしています。それが終われば、南丹市社会福祉協議会、社会福祉課、高齢福祉課に講師をお世話になり、社会資源の実際と課題や、地域福祉計画、高齢者福祉、障がい者福祉の取り組み状況について講義いただきます。

南丹市、亀岡市のチラシに申し込みフォームとしてQRコードを記載しており、受講を希望する場所、南丹市会場もしくは亀岡市会場を選択することができます。申し込み名簿については、南丹市と亀岡市がそれぞれ管理し、共有いたします。

初級編の受講を終えますと、南丹市は「地域福祉サポーター」として、南丹市の地域福祉の理念に共感し、今後も何らかの研修や活躍の機会があれば連絡などをさせていただける方を名簿登録いたします。亀岡市は「ともいきさん」に登録し、地域福祉に関する研修や活動を案内していただきます。京丹波町では、まだ調整中とのことですが、社会福祉協議会と連携した取り組みを考えているようです。

初級編を修了された方に対しては、7月、8月、9月、10月の計4回の開催を予定している基礎編を案内させていただきます。基礎編では、障がいや高齢分野だけでなく、生活保護、年金、税務申告、消費者保護の分野の講座もあり、各担当に講師を依頼しています。また、意思決定支援や高齢者の理解の講義では外部の講師を依頼する予定です。

第1回目は開催日を7月14日（火曜日）に決定しました。そこで「意思決定支援の基礎講座」を実施する予定としており、講師については、社会福祉士に快諾していただいています。

第2日目は開催日を8月10日（月曜日）に決定しました。南丹地域包括支援センター、南丹市障害者基幹相談支援センターの講座に加えて、「高齢者の理解」として医学的な見地から、医師に講師をお願いし、快諾を得ています。まだ9月の第3回と10月の第4回については日程がまだ決まっておりませんので随時調整していきます。

基礎編の受講を終えますと、南丹市では「南丹市権利擁護サポーター」に登録し、本人に

寄り添った見守りや意思決定サポートについて活動していただくことを可能としています。併せて、令和9年度実施予定の実践編への案内、質の担保に向けた研修などへの案内をし、市民後見人の前段階での人材の活用や養成を目指す予定としています。

最後に、「南丹市市民後見人養成講座 開催スケジュール」をご覧ください。南丹市市民後見人養成講座初級編、基礎編、実践編の開催時期、「地域福祉サポーター」、「南丹市権利擁護サポーター」への登録のタイミングを資料に記載させていただいています。基礎編についても、亀岡市は8月6日、8月20日、9月3日の計3回の日程で実施するとのことでした。「市民後見人養成講座について」について、私からの報告は以上です。

【C 委員】

中身につきましては本当にいい取組みが進められて嬉しいなと思っています。細かいことですが、チラシに記載しているQRコードですが、QRコードという名称が商標登録されているので、名称使用の場合は商標の表記をしないとイケないのではないかと思います。亀岡市の方は2次元コードと書いてあり、市役所のことですので確認しておいた方がいいと思いました。

【A 委員】

今回だけじゃなくて、市民後見人の養成を令和10年、11年と2回やることを決定されたということですか。

【事務局】

令和8年、9年度については開催することは決定しております。それ以降に関しては初級編に関しては来年以降も亀岡市、京丹波町も単独会場での開催が出来ればと前向きに進んでいます。南丹市の基礎編、実践編に関してはやる方向ではいるんですが、今年度どれくらい集まるのかだったり、また法改正の動きにもよるのかと思いますので、そこに関しては必ず開催するとは言い切れませんが前向きに考えています。

【A 委員】

京丹波町も参加に至ったことは喜ばしいことです。ちょうど法改正で制度説明がしにくい時期で講師の先生は大変だと思いますがよろしくお願いします。

⑥権利擁護ネットワーク・協議会に関して

【委員長】

では次の議題に移ります。権利擁護ネットワーク協議会について事務局から報告をお願いします。

【事務局】

続きまして、「権利擁護ネットワーク協議会に関して」説明させていただきます。資料5をご覧ください。

昨年12月9日、「令和7年度南丹市権利擁護ネットワーク協議会」と題し、第3回南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会の終了後に開催しました。協議会の目的は、「地域で権利擁護支援を必要としている可能性のある方の早期発見・早期支援に繋がる相談支援体制などの協議の場の設置」、「本人の意思を尊重した、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を、後見人も含めたチームで支援できるような協議の場の設置」、「必要な機関で情報共有、地域の課題の協議などができる場の設置」とし、当運営委員会の運営委員、オブザーバーのみなさまのほか、南丹市社会福祉協議会、金融機関、警察署、民生委員、包括、基幹、居宅介護支援事業所、障がいや高齢の施設、当事者団体、親族後見人、行政職員など計31名の方にお世話になりました。内容は「権利擁護支援における地域課題の検討と協議」とし、センターと南丹市社会福祉協議会の実情報告と、他市で実績のあるプリペイドカード、KAERUカードの紹介をさせていただきました。

資料5では出席者の方々のアンケート結果をまとめています。回収は10枚で回収率は32.3%でした。参加人数は、「参加人数をもう少し絞ったほうがよい」、「すそ野を広げるためにもっとたくさんの参加があってもよい」といったご意見をいただきました。

また、「全体会と分科会に分ける、年1回ではなく複数回のほうがよい」、「少しずつでも着実に南丹圏域の基本的な権利擁護体制が整えられてほしい」とのご意見もいただいた一方で、進行がまずく、時間超過をした状態へのご指摘を受けた意見もありました。また、協議会の開催の方法、内容などについては、センター内で十分調整したうえで、運営委員会にも諮ってまいりたいと考えています。

なお、現在、センター、南丹市社会福祉協議会、南丹地域包括支援センター、南丹市障害者基幹相談支援センターのメンバーで、定期的に「地域共生ネットワーク会議」を開催することになり、前回の第1回目はKAERUカードを改めて協議させていただきました。今後も、地域共生に関することや身寄りのない方への支援など関係者で協議する場を持ち、検討したいと考えています。

【E委員】

綿密に準備していただき大勢の中で意見を聞いていくのが難しい中、でもここでしか話せない方もいらっしやっただので良い場所を提供していただいたと思います。今後の進行については私は分科会が良いなと思ったり、テーマごとにちょっと違う開催をしてもいいと考えました。現在身寄りのない方への支援とか認識力に課題はそんなにないけども身体が動かないから支援が必要な方をどうするかといった事についても、権利擁護事業ではどうにもならないが支援は必要なので、地域福祉で何とかしてという所もあるんですが、そんな

方が入院されたり離れた地域に入所が必要となった時に支援が届けられないという事が起こっていて、そういう事についても南丹市民に対する支援についてどうしていったら良いかという事もこういう場だからこそ検討していけるのかなと思います。また法改正後の成年後見制度、それに合わせての地域福祉権利擁護事業、その他の部分も拾い上げる制度や支援サークルなども考えていけたらと思います。

【A 委員】

成年後見制度、新日常生活自立支援事業（新日自）、今後どういう内容になるかがまだ具体的に出来ていない状況ですが、どうしても判断能力がある支援が必要な方というのは成年後見制度の利用ができないので、既存の制度で漏れる人も出てくるのをどう支援していくかというのは非常に悩ましい問題だと思います。協議会としては色んな大きな話題も取り上げて頂いて充実した協議が出来たのではないかと思います。

（2）協議事項

①令和8年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について

【委員長】

次の議題に移ります。協議事項について、令和8年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

協議事項の①「令和8年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）」について説明させていただきます。資料6をご覧ください。

運営方針として、①成年後見制度利用促進基本計画に則して、「権利擁護支援」、「成年後見制度」の促進に取り組み、権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進と機能強化につとめる。②中核機関の位置づけと役割に則して、本人、専門職団体、関係機関との連携強化を図るためのコーディネートの実践につとめる。と2点掲げ、中核機関としての位置づけ、役割りをこれまで以上により明確化させました。事業内容にも、「中核機関として必要な業務」を記載しています。

重点目標においては、権利擁護支援・成年後見制度の普及・啓発に向けた機能強化として、市民や支援者に向けて更なる広報、啓発の実施、制度利用の検討段階から支援できる相談体制と支援チームのコーディネートの取り組みを記載しております。2点目に、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築として、本人や関係者からの相談に必要なコーディネートをを行い、専門職団体、関係機関との連携強化を図るとしています。3点目の制度の担い手の育成については、来年度の市民後見人養成講座の取り組みに併せて、「養成研修の実現に向けて取り組む」から「実施する」に変更しました。

年間スケジュールをご覧ください。令和8年度の運営委員会をはじめ、行事や研修会の予定を記載しています。資料中段の「市民後見人フォローアップ研修」ですが、前期は5月に、26日（火曜日）の「南丹市市民後見人養成講座・初級編」と兼ねて実施する予定としています。なお、後期は、10月頃に単独で開催することとしています。

センターの行事、研修など来年度もスムーズに取り組んでいきたいと考えていますので、運営委員のみなさま、オブザーバーのみなさまにおかれましては、引き続きよろしくお願ひします。

【オブザーバー：F】

運営委員会等、本当に丁寧に積み重ねて取組みもされており、そういう取組み的なこともこの計画には含まれているので、是非この計画等で進めて頂ければと思っています。

運営委員会ですが、出来る限り各市町村の会に参加させてもらい、何かしらの議論等をさせてもらいながら、市の取組み等において私たちの立ち位置から市の取組みの方向を考えていきたいと参加させていただいてますが、今京都府内で18の中核機関、来年度には多分20くらいの市町村で中核機関が設置される見通しで、私たちも動くのも大変になってきておりオンラインでの参加も検討いただけるのか、要望みたいになりましたが検討いただければと。

【事務局】

以前、コロナの時期にオンラインで実施した時もありますし、京都府下はかなり中核機関も沢山あり忙しいと思いますので、事務局としてもオンラインでの参加も可能かどうか検討させて頂きたいと思います。

②運営委員会の一部公開（傍聴）について

【委員長】

続きまして協議事項の2番ですが、運営委員会の一部公開・傍聴について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

協議事項の②運営委員会の一部公開・傍聴についてという事で事務局よりご提案をさせて頂きます。資料7最終の資料になります。

最初に審議会の運用についてですが、本運営委員会につきましては個人に関する情報に関し審議等をする場合に当たるものとしまして現在まで非公開という事で基本的な取扱いをさせて頂いてきたところですので。審議会等の公開に関する指針というものをご覧ください。この指針につきましては審議会など会議を公開することにより透明かつ公正な会議の

運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的として南丹市においてこの指針を定めているところでございます。3番目の審議会等の公開基準にもありますように審議会等は法令・条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、基本的には公開するものとなっております。原則公開なんですが該当理由があれば公開しないことが出来るということで、先ほどの2番の個人情報の事項にあたるという事でこの運営委員会については今まで非公開としてきた所です。公開または非公開の決定につきましては(1)会議の公開または非公開は当該審議会等の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとなっております。

昨年、3月の第4回運営委員会の時に委員の皆様にご挨拶をしまして、令和7年度の第1回目の運営委員会については公開という事で前半を公開という事で開催した経過があります。先ほどの指針の経過もありますので、令和8年度におきましては事務局の案ですが1回目だけの公開ではなくて同年4回開催する運営委員会全てにおいて公開、全てではなくて一部非公開という形で開催したいと考えているところです。イメージとしては運営委員会の前半部分を公開して傍聴席を設けるという形で行います。主には事業報告ですとか事業計画、市民後見人の養成講座とか各種研修会の報告、また法改正の動きなどの報告や協議になるかと思えます。後半部分につきましては非公開としまして傍聴人に退席いただいて、ケース報告や市民後見人の活動、個別ケース検討や受任調整などもあろうかと思えますのでそうした個人情報にかかる内容を協議頂くという事で前半、後半に分けて運営できないかなと思えます。南丹市としましても先ほど申し上げました市民に開かれた審議会、また情報公開の観点からもこの会議の中で公開部分と非公開部分を区別して一部傍聴可能という形で今後お願いしたいと思っておりますので提案させていただきます。

【委員長】

今の事務局からの説明についてご意見ご質問ありますでしょうか。特に一部公開することについて反対意見のある方はいらっしゃいますか。

昨年の内容として一部公開でいいという話がありましたので、それを第1回に限るのか委員会全部するのかという事であまり反対意見は出ないかなと思えますが。

特に意見ある方もいらっしゃらないようですので、では決を取りたいと思えます。運営委員会の一部公開について承認される方は挙手をお願いします。

「委員全員挙手」

全員手を挙げておられますので、それでは承認という事で運営委員会の一部公開については承認されましたので事務局は来年度の第1回運営委員会より運営委員会の一部公開の準備をお願いします。

(3) 情報交換

【委員長】

情報交換に移ります。委員、オブザーバーの皆様からこの場で連絡事項、報告事項等何かあればお願いします。2年間の委嘱期間の最後の運営委員会ということになりますので来年度変わる方もいらっしゃるかどうかも含めて一言あればお願いします。

ちなみに私は来年度も南丹市の委員になることが決まっております。引き続きよろしくをお願いします。

【D 委員】

私は変わりますので、2年間お世話になりありがとうございます。この2年間を通して私を感じたのは積み重ねていくことによって相談機能がすごく充実してきて、色々な後見制度に関する相談が来て、それが中核機関によってしっかりと受け止められて機能しているように感じました。それがまた支援者や関係機関にも影響を及ぼして皆さんの支援のスキルを高めているんじゃないかと私なりに感じてきました。ですから地道な活動ではありますが、そうやって関係機関に働きかけていくことを通して更にこの成年後見制度を充実させていくことが出来るのではないかと考えております。皆様引き続きご苦労様がよろしくをお願いします。

【G 委員】

私も今期で交代という事でありありがとうございました。数えてみれば6年間お世話になったという事ですけれども、学識経験者という枠には入れて頂いていましたが、実務で動いている部分の中々無いので、逆に私の方が教わる部分が多かったのかなというのが正直な感想になります。皆さん法改正ということで、沢山分岐点があると思いますけれども、今後ともよろしくお願いたします。

【C 委員】

私の方は交代が内定しております。この会議は非常に実務的なケースに切り込んでどうするという議論も入ってくるので、専門職がより勉強させてもらうという意味でも参画したほうが良いのかなということで、包括の方から参加させていただくと聞いています。私も何年関わったか分かりませんが、ここに来てでもですし、他の色々な場面で、例えば民法が変わる話がありましたが、そういう風に法改正とか制度施策が充実していけばいくほど、専門職もそれに対する専門的な支援が充実してそれに基づいてやっていくと狭間というのが非常に先鋭化されていくのを感じるところがありました。それをどうしていくのかが問われていると思っていて、ケースごとに相談支援を一生懸命やっていくのはいい事なんですけど、一方でちょっと引いて市民と共にどんな取り組みができるのかを考えていかないといけない

とっていて、まさにここで勉強している市民後見なんていうのはまさにその仕組みの1つかと思っています。

法に基づく取組みではありますが、もっと民間の市民レベルで取組みが充実できるように頑張っていかなければと思っていますし、先ほど言った先鋭化されていく狭間というのを市民の力で埋めていければと思っています。これまで委員としては非常にお世話になりありがとうございました。

【E委員】

多分私は残ると思っています。今まで中核機関立ち上げの頃からずっと一緒にさせていただいて勉強させていただくとても良い場所ですし、状況を振り返りながら、のめり込み過ぎずに距離をとった方が全体が良く見えるというような事も実際ここで表していただいたことだと思っています。

最近思うのは、診断書を書いていただく時に先生もその方に思い入れがあって何とかしてあげたいがために保佐相当と思うケースも後見相当で診断書を書かれた先生がありまして、その先生に実際に福祉の支援をしていく者の立場から、本人情報シートで意見を伝えたいんですが、なかなかそこが伝わりきらない。先生もその方のことを思われて書いているんですけども、実際にそれで権利が制度されてしまう所も出てくるので、診断書の書き方だったり本人情報シートの書き方などの研修会をできないかなと思っており裁判所の方々にもお世話になれたらと思っています。これは市と一緒にしてもいいです、単独でももいいなと思っておりますのでまたご協力いただけたら大変助かります。

【B委員】

市民後見人さんと被後見人さんの活動の話を聞いて、専門職ではなかなか無い光景だと思うのでそこは本当に良い形で進んでいるなと思っています。

南丹市は市民後見人さんの事例が凄くスムーズといいますか、それは十分にフォローされてトラブルも無く順調に進んでいるなと思っています。一方で個人的にはちょっと残念ですが専門職で後見職の関係がなかなか増えない実情があるので、市民後見人は今後も続いてほしいし精通もして欲しいです。

法改正は6月頃に決議という事ですが、後見といっても補助になり代理権も限定的になり、いつまでも続くことが前提でなくなり、代理権が限定的になるという事は何かが起こった時に代理権を獲得しないといけないという懸念もありまして、ちょっと市民後見人さんにとっては事務的には大変になるんじゃないかなという気がします。多分法改正でもう1段階しんどくなる気がしており、そこのフォローが必要になってくるのかなという気がしていますので、協調してやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【A委員】

先ほど診断書と本人情報シートについての話が出ましたのでそれについて申し上げたいと思います。私も申立てををしている経験から、本人情報シートと診断書と本人の状態に相違が無いものはスムーズに審判が出ています。家裁で引っ掛からないように、本人情報シートや診断書で、どうだろうと思った所は修正をお願いしています。おそらく福祉関係者は医師にそこまで言えないので、本当に困っているような形でして、医師にも後見に詳しい方や、詳しくない方、診断書を書きなれている方や、慣れていない方もいて、裁判所からこう書いてくれとはなかなか言いづらいと思ひまして、申立てをよくやっている専門職の方が詳しいのかなと思ひており何らかの研修の場も必要ではと思ひます。

【委員長】

これで本日の協議を終わらせていただきます。ご協力いただきありがとうございます。司会にお返しします。

4 閉会

【司会】

委員長議事進行ありがとうございました。委員の皆様につきましては次年度交代される方もあるという事でお話もありましたが、次年度第1回の運営委員会につきましては例年通り6月の開催を予定しております。また日程につきましては事前に日程調整をさせていただきますので後日連絡させて頂きたいと思ひます。

それでは以上をもちまして運営委員会を閉会させていただきます。閉会にあたりまして副委員長の方からご挨拶をお願いします。

【副委員長】

本日は大変お疲れ様でした。私自身は来期も留任ですので変わりなくお世話になるんですけども、今年で退任される方々もこの南丹市の現場で変わらずお世話になる方々ですのでこれからもよろしくお願ひします。

先ほどもありましたが、なかなかここまで出張るのはちょっと大変という話がありましたが、恐らくここにいる皆さんそうだと思うんですけども人手不足がどこの業界も深刻だと思ひます。ただ団塊世代も来ますし、成年後見を利用する方々というのはこれからも増える一方だと思ひますので、マンパワーは増えなくて辛い所ですけどもどうしても1人1人がマンパワーに頼らざるを得ない場面が続きますので、皆さんまた身体にも気をつけて体力を落とさないように頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

【司会】

ありがとうございます。それでは以上をもちまして運営委員会の方を閉会させていた

できます。本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。